

令和5年2月
定例教育委員会会議
会議録

令和5年2月7日開催

会 議 録

開催日時	令和5年2月7日（金）	午後2時00分 午後4時36分	開会 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 野崎 幸宏, 教育長職務代理者 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子	
	事務局 説明員	学校教育部長 品田 幸利 社会教育部長 高田 敏和 学校教育部次長 石原 伸広 社会教育部次長 岩崎 昌美 学校教育部次長 辻並 浩樹 文化振興課長 高桑 和寿 学校教育部次長 眞田 眞 中央図書館長 西野 明子 適正配置担当課長 熊谷 修 中央図書館奉仕係長 岳 直人 学校施設課長 同 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 教育政策課主幹 工藤 秀敏 教育指導課主幹 末木 良典	
	事務局 職員	教育政策課 朝倉 裕幸 同 宮嶋 健史	
傍聴者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 令和5年度教育行政方針について ・議案第2号 (仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出 手続の実施について ・議案第3号 旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会委員 の委嘱について ・議案第4号 旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について ・報告第1号 令和4年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 令和5年度教育予算(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)に ついて ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理) について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)につい て 5 報告事項 (1) 第2期旭川市学校教育基本計画の見直しについて (2) 旭川市共同学校事務室の設置について (3) 旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用に係る公募の実施について (4) 東栄小学校における事故について		

- (5) 令和4年度教育奨励賞の決定について
- (6) 令和4年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査結果について
- (7) 令和5年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果について
- (8) 第6回井上靖記念文化賞の受賞候補者の推薦受付状況について
- (9) 旭川市図書館電子書籍サービスの開始について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和5年2月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和4年11月定例教育委員会会議（令和4年11月28日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>御意見がありませんので、これを、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和4年11月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和4年12月定例会、令和5年1月第1回臨時会及び1月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することとよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和4年12月定例会、令和5年1月第1回臨時会及び1月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和5年度教育行政方針について」、議案第2号「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の実施について」、議案第3号「旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、報告第1号「令和4年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（3）「旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用に係る公募の実施について」、報告事項（4）「東栄小学校における事故について」、報告事項（5）「令和4年度教育奨励賞の決定について」及び報告事項（6）「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、報告第1号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告事項（3）、</p>

報告事項（４）、報告事項（５）及び報告事項（６）については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

報告第２号「令和５年度教育予算（臨時代理）について」、報告願います。

本件につきましては、令和５年度教育予算に係る令和５年度旭川市一般会計予算について、今月、開催が予定されています旭川市議会令和５年第１回定例会に議案を提出するよう市長に意見を申し出るものでございますが、市議会への議案の提出期限等の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、教育長が臨時代理したものです。

最初に、本市全体の一般会計予算案についてであります。

令和５年度当初予算案は１，６９２億７千万円であり、対前年度比３４億６千万円の増、率にして２．１％の増となっております。

教育費全体の概要といたしましては、市長部局である子育て支援部、総務部及び観光スポーツ交流部が所管する予算を含めた教育費の総額は、８５億４，２４１万４千円であり、対前年度比３億９，５１７万２千円の増、率にして４．９％の増となっております。

学校教育部における予算の概要につきましては、第２期旭川市学校教育基本計画に掲げる３つの目標である、「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」、「子どもたちの学びの環境を整える」、「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」について、関連する事業を中心に一般財源を配分いたしました。

その結果、学校教育部所管の予算額は合計５８億２３２万３千円であり、対前年度比３億５，３６１万３千円の増、率にして６．５％の増となっております。

また、社会教育部所管分は、１５億８，５５１万２千円であり、対前年度比１，４８１万６千円の減、率にして０．９％の減となっており、学校教育部及び社会教育部を合わせた教育委員会予算といたしましては、７３億８，７８３万５千円であり、対前年度比３億３，８７９万７千円の増、率にして４．８％の増となっております。

次に、学校教育部関係分の主な事業のうち、昨年１１月に実施しました市長への予算要望に係る主な事業につきまして、御説明申し上げます。

いじめ問題対策推進費９０７万５千円につきましては、令和５年度における主な予算として、新たに、いじめ対策コーディネーターを２名配置し、市長部局のいじめ対策専門部署に配置されるいじめ対策支援員の学校訪問をサポートするとともに、学校におけるいじめの未然防止、早期発見・事案対処への支援を行ってまいります。また、「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定や、「旭川市いじめ防止基本方針」の改定により、いじめ対策の充実強化を図ってまいります。

なお、市長部局に、(仮称)いじめ防止対策推進部が新たに置かれることになり、学校教育部においては、部付で、いじめ対策担当を４名配置します。これは教育指導課の職員４名とコーディネーター２名が市長部局の組織の併任となり、連携していじめ対策に係る業務に当たることを考えております。

次に、学校給食費支援費（小学校）７，４９６万３千円及び学校給食費支援費（中学校）３，８７５万円につきましては、給食費改定による保護者の経済的負担の軽減のため、給食費の値上げの半額を公費負担することで予算要望を行っていたところですが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による家計への経済的負担の影響を鑑み、令和５年度に値上げする額の全額を市費により支援することとなりました。

次に、学校施設大規模改造費（小学校）１，０１５万５千円及び学校施設大規模改造費（中学校）６２７万５千円につきましては、小中学校とも、非構造部材の耐震化に係る調査・設計費が予算付けされたところでありま

す。なお、事業費のうち、学校本体の耐震化に係る工事費等については、国の補正予算に伴い、旭川市議会令和5年第1回定例会において、前倒しして補正予算に計上する予定となっております。

次に、学校施設大規模改修費（小学校）1億9,616万円及び学校施設大規模改修費（中学校）2,080万円につきましても、給水設備、暖房設備等の改修について、令和5年度予算に計上された一部経費を除き、国の補正予算に伴い、旭川市議会令和5年第1回定例会において、前倒しして補正予算に計上する予定となっております。

最後に、部活動指導員配置促進費348万6千円につきましても、市長への予算要望時には「部活動地域移行推進費」として、新規要素として外部指導者を派遣する事業を含めて要求しておりましたが、令和7年度までの3年間で部活動の地域移行を集中的に行うとしていた国の方針が変更となり、予定していた国からの補助金も見込めなくなった状況もあり、外部指導者については今後の国の動向を注視した上で対応していくことといたしました。

部活動指導員につきましては、前年度と同額ではありますが、この中のやりくりで部活動指導の充実と学校における働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

以上の昨年11月に実施しました市長への予算要望をした事業を含め、学校教育部の全事業につきましては、学校教育部予算（案）一覧のとおりとなっておりますので、御参照ください。

なお、昨日行われた市長の令和5年度予算案に関する記者会見でも話がありましたが、学校保健活動費の中で、新たに市内の全小中学校に生理用品を配備する予算を計上したところであります。これは1月中旬に市長から直接、事業実施についての指示があり、急遽小学校分で225万円、中学校分で115万円を予算計上したものであります。これまで学校現場では保健室で、児童生徒に対して、養護教諭が直接生理用品を手渡すことで、児童生徒の様子や家庭の状況を把握し、保健指導や見守り等を行う機会となっていると聞いていたところであります。安心して学校生活を送ることができるようトイレに配備しようとするものでございます。

以上が学校教育部の予算の概要でございます。

社会教育部長

続きまして、社会教育部の予算概要につきまして、御説明いたします。

社会教育部では、令和5年度も社会教育基本計画に基づく、5つの基本目標の達成に向け、各種事業に取り組んでまいります。

はじめに、基本目標1の「市民一人一人の主体的な学びの機会の充実」に係る主要事業についてであります。

ジオパーク構想推進費につきましては、これまでの普及啓発活動に加え、新たな取組として、ジオサイトの調査やジオパーク構想マップの制作を行い、子どもたちの教材や観光PRに活用するほか、ジオパークを学ぶための講座やガイド付きツアーなどをより充実させるもので、事業費は557万3千円となっております。

科学館事業活動費につきましては、科学館施設整備基金を活用し、新しい技術を取り入れた近未来を体験できるゾーンを新たに整備するなど、子どもたちの科学の芽や将来の夢を育めるよう、常設展示の魅力向上を図るもので、事業費は4,214万7千円となっております。

次に、基本目標2の「市民の学びを支える環境の整備」に係る主要事業についてであります。

文化施設等整備費につきましては、建替えを基本として検討を進めることとした市民文化会館の基本構想の策定に取り組むもので、事業費は643万5千円となっております。

次に、基本目標3の「地域における学びの循環」に係る主要事業についてであります。

地域学校協働活動推進費につきましては、地域学校協働活動を推進するため、地域と学校との連携・協働体制の整備と、持続可能な社会の創り手づくりを行うもので、令和5年度は、モデル3地域での活動を継続しつつ、他地域への展開手法を検討してまいります。事業費は10万4千円となっております。

次に、基本目標4の「市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実」に係る主要事業についてであります。

旭川ミュージックウィーク開催負担金につきましては、今年度に続き、駅前広場や買物公園における市民参加型のライブ演奏を行うほか、旭川市にゆかりのあるミュージシャンをゲストに迎え、特別感のある雰囲気の中で演奏を楽しんでもらう機会を提供するもので、事業費は400万円となっております。

文化芸術活動振興費につきましては、文化芸術事業への支援などを通じて、市民が質の高い文化芸術に触れる機会を創出するものですが、旭川文学資料館では魅力向上のため、旭川ゆかりの作家等を紹介する企画展示やSNS等による情報発信の拡充に取り組むものです。事業費の合計は2,055万7千円ですが、そのうち旭川文学資料館の関係分事業費は693万8千円となっております。

中原悌二郎賞関係費につきましては、市民が優れた彫刻作品を通じて、文化芸術に慣れ親しむことができるまちづくりを進めるとともに、旭川ゆかりの彫刻家中原悌二郎の業績を広く知らせるため、第43回中原悌二郎賞の選考や贈呈式を行うもので、事業費は600万1千円となっております。

最後に、基本目標5の「郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成」に係る主要事業についてであります。

アイヌ施策推進費につきましては、国のアイヌ政策推進交付金を活用して、アイヌ記念館整備に対する支援をはじめ、イランカラプテ音楽祭や、アイヌ文化ウレシカ基金を活用した文化伝承事業等を行うものであり、事業費は3,648万2千円となっております。

これらの主要事業を含め、社会教育部の全事業につきましては、社会教育部予算(案)一覧のとおりとなっておりますので、御参照ください。

以上、社会教育部が所管する予算概要でございます。

教 育 長 今回、科学館に寄付をいただきましたので、その内容について、説明願います。

社会教育部長 旭川市出身の事業家の方から約6,000万円の寄附がございました。これは将来を担う子どもたちに、AI、バーチャル、ドローンの技術などの新しい技術がどのように未来に生かされ、私たちの社会や生活がどのように変わっていくのか、そして、それを見て、子どもたちが、自分たちもそういった技術の進歩に携わってみたいと思えるような展示を実現してほしいという趣旨でございます。

一昨年度にも、科学館の常設展示に寄付をいただき、一部古くなったものを更新させていただきました。

教 育 長 本案について、御意見、御質問等がありますか。

近 藤 委 員 就学助成費が、前年度よりも減額となっておりますが、これは児童生徒の数が減少しているからでしょうか。

石原学校教育部長 児童生徒数が減少していることも一因としてありますが、年々就学助成の認定率が減少してきております。

近 藤 委 員 その要因として、保護者の所得が上昇しているのか、もしくは、制度を知らないことで申請者数が減少していることは考えられますか。

学校教育部長 必要な方がもれなく受給できるよう制度の周知を行っておりますので、制度を知らないことによる申請者数の減少は、ほぼないと考えているところであり、保護者の所得が概ね増加傾向にあるのではないかと考えられます。

教 各 教	育 委 育	長 員 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告第2号「令和5年度教育予算（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第2号については、報告のとおり了承します。
			《 報告事項 》
教 育	育	長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項（1）「第2期旭川市学校教育基本計画の見直しについて」、報告願います。 第2期旭川市学校教育基本計画は、令和元年度から令和9年度までの9年間を計画期間としており、計画期間の半ばである令和5年度に見直しを予定しております。 見直しに当たっては、教育委員会会議での議論や議会への報告と併せ、市民参加の取組として、計画策定時と同様に、教育関係者や公募による構成員を含め、様々な立場の方から御意見をいただくため、「旭川市学校教育基本計画懇話会」を設置し、12月までに3回の開催を予定しております。また、広く市民の意見を聴取するため、意見提出手続や市民説明会も実施する予定です。 この懇話会は、第2期旭川市学校教育基本計画策定時と同様の委員構成を予定しており、小学校長会、中学校長会のほか、大学の教員、幼稚園又は保育所関係者、特別支援学校長、教育関係機関、地域、保護者、民間企業から1名ずつ関係団体等に推薦を依頼するとともに、3名の公募を考えています。
石原学校教育部次長			
教 各 教	育 委 育	長 員 長	本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（1）「第2期旭川市学校教育基本計画の見直しについて」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（2）「旭川市共同学校事務室の設置について」、報告願います。
石原学校教育部次長			本市では、学校事務の標準化・効率化や事務職員の資質向上に向け、学校事務の共同化について令和元年度から検討を始め、令和2年4月には旭川市共同学校事務室を1か所設置し、以降、令和4年度までに4つの共同学校事務室を設置してきたところであり、新採用事務職員等の研修、業務チェック表を活用した適切な事務の実施に取り組むほか、事務職員未配置校の事務支援などを実施し、学校事務の共同化に取り組んでまいりました。 令和5年度には、共同学校事務室を全市に設置することとし、市内8ブロックのうち未設置であった4ブロックに東部連携室、南部連携室、北部連携室及び神居連携室の4つの共同学校事務室を新たに設置いたします。 新たに設置する連携室につきましては、既にあります連携室の室長が連携室の運営を支援するとともに、これまで同様、各連携室に属する全学校事務職員で定例的に開催し情報共有等を行う「連携室会議」、全連携室からのメンバーで構成するチームを課題別に組織し、全市的な課題の解決に向けた協議を行う「チーム会議」により、事務の標準化・効率化や事務職員の資質向上に取り組むほか、全連携室の室長で「室長会議」を開催し、連携室の取組を評価検証し、今後の取組に生かしていく予定です。
教 各 教	育 委 育	長 員 長	本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（2）「旭川市共同学校事務室の設置について」は、

報告を受けたこととします。

次に、報告事項（７）「令和５年旭川市２０歳を祝うつどいの開催結果について」、報告願います。

岩崎社会教育部次長

令和５年１月８日日曜日、旭川市民文化会館におきまして、旭川市２０歳を祝うつどいを、午前１１時からと午後３時からの２回に分けて開催いたしました。

教育委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、長時間にわたり御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今年度の参加者数につきましては、午前の部９４５人、午後の部９５３人、当日の合計は１，８９８人で、参加率としましては７６．４％でありました。

令和４年の２０歳を祝うつどいが７１．１％、令和３年の成人を祝うつどいが５２．０％でしたので、令和４年と比較しますと５ポイント程度多い結果となりました。

今年度は、オープニングとして、旭川商業高等学校吹奏楽部に演奏を披露していただき、実行委員長挨拶の後に、市長挨拶等の式典、最後にアトラクションとして抽選会を行いました。

参加者には、新型コロナウイルス感染症対策として、入口での検温や手指の消毒などに協力をいただいたほか、昨年１月と５月のつどいでは指定席としたホール内の座席を、自由席としましたが、飲酒による迷惑行為などの大きなトラブルもなく、つつがなく終了することができました。

運営の中心を担った実行委員は、やや緊張している様子も見られましたが、事前の準備、挨拶、司会等それぞれの役割をしっかりと果たしていたと思います。実行委員は、この後、最終の実行委員会を開催して解散することとなっております。

教 育 長
本 田 委 員
岩崎社会教育部次長

本案について、御意見、御質問等がありますか。

記念品は全員に配布されたのですか。

記念品につきましては、実行委員会の提案で、旭山動物園の入場券を参加者全員にお渡ししています。

本 田 委 員

記念品は思い出に残る良いものだと思いますので、今後とも継続していただければと思います。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

他に御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項（７）「令和５年旭川市２０歳を祝うつどいの開催結果について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項（８）「第６回井上靖記念文化賞の受賞候補者の推薦受付状況について」、報告願います。

文化振興課長

平成２８年度から開始し、今回で第６回となります井上靖記念文化賞につきましては、昨年１１月から全国の文学館、美術館、文化芸術関連の支援団体及び有識者の方などを通じて、受賞候補者の推薦を募集し、１２月末までに小説家、美術家、評論家の方々など、１９件の推薦書が提出されました。

この１９件に前回第５回の選考委員会において、一定の評価を受けられました７件を加え、合計２６件が今回の受賞候補者となっております。

今後のスケジュールとしましては、２月１８日に東京都内で選考委員会を開催の上で受賞者を決定し、２月下旬頃に、発表させていただく予定でございます。

井上靖記念文化賞につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年、スケジュールが大きく変更しており、前回第５回の選考委員会の開催は、令和３年７月であり、本来の日程である２月に選考委員会を開催するのは、令和２年の第４回以来となります。

贈呈式につきましては、井上靖氏の生誕月であります５月中旬に、受賞

教 育 長 山 崎 委 員	者や選考委員，井上靖記念文化財団の方々をお迎えし，旭川市内において行う予定で調整しております。
文化振興課長	<p>本案について，御意見，御質問等がありますか。</p> <p>市民への周知をもっとしていただきたいと思います。贈呈式がありましたという周知ではなく，この賞の目的や途中経過などを，新聞等で市民に広くお知らせし，興味を持っていただく必要があると思います。</p> <p>実行委員会には北海道新聞社も入っていただいております。一定の報道はしていただいているところですが，受賞者が決定した，贈呈式が行われたという報道にとどまっていることもあり，市民への周知は課題であると認識しております。贈呈式の際に，受賞者の記念講演会を第3回までは行ってまいりましたので，市民の方に，井上靖記念文化賞を旭川市で行っているということを周知する取組をさらに進めていかなければならないと思っております。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>他に御意見，御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，報告事項（8）「第6回井上靖記念文化賞の受賞候補者の推薦受付状況について」は，報告を受けたこととします。</p>
中央図書館長	<p>次に，報告事項（9）「旭川市図書館電子書籍サービスの開始について」，報告願います。</p> <p>旭川市図書館の電子書籍サービスにつきましては，令和5年2月1日から運用を開始しております。</p> <p>はじめに，概要についてですが，このサービスは，図書館に来館せずにパソコンやスマートフォン，タブレットなどの端末を使ってインターネット上で電子書籍を借りて読むことができるもので，新型コロナウイルス罹患により自宅療養されている方をはじめ，開館時間中に図書館を利用しづらいビジネスパーソンや図書館が近くにない方の利用促進，視覚障害等により読書が困難な方々に向けた読書サービスの実施など，従来，サービスが届きにくかった層に対する読書環境の充実により，市民の読書活動の活性化を目指すものでございます。</p> <p>利用方法につきましては，旭川市図書館のホームページから電子図書館の専用ページにアクセスしていただき，個別のIDとパスワードを入力すると，電子書籍の検索や閲覧，貸出と返却が可能となります。</p> <p>貸出点数は，1人3点まで借りることができ，貸出期間は14日間で貸出期間を経過すると自動的に返却されます。</p> <p>資料点数につきましては，サービス開始時には，約8,000タイトルを導入し，今年度中に約2,000点を追加購入する予定です。また，障害をお持ちの方や高齢者にも御利用いただけるよう，読み上げ機能や文字拡大機能等を備えた資料も用意しています。</p> <p>市民への周知につきましては，旭川市図書館のホームページやフェイスブックへの掲載のほか，市有施設等へのポスターの掲示やチラシの配付などにより広くお知らせいたします。最後に，現在の利用状況についてでございますが，2月1日から6日まででログイン数が1,985件，貸出件数は1,032件，予約数が228件となっております。</p> <p>それでは，この後，実際の電子書籍サービスをお見せいたします。</p> <p>旭川市図書館のホームページの画面に，旭川市電子図書館のバナーを貼っております。ここから電子図書館のホームページに移動していただき，ログイン画面から利用者IDを入力していただきます。電子図書館の利用に当たり，特段の手続を不要とするため，図書館利用カードをお持ちの方は，アクセスできるようになっており，図書館利用カードのバーコードの下の数字が，利用者IDとなります。また，初期パスワードですが，西暦による生年月日8桁となっております。ログインした後に，借りたい本を選択し，借りるボタンを押すと，借りられます。また，読むボタンを押し</p>
中央図書館奉仕係長	

ていただくと、自動的に画面が展開し、画面上で読書ができる仕組みとなっております。

読書アクセシビリティとして、障害をお持ちの方でも、読書を楽しんでいただくために、読み上げ機能もあります。さらには、電子書籍ならではの機能として、文字を拡大して読むこともできます。弱視の方への対応といたしまして、色反転機能があり、使用すると、白黒が反転します。これにより、弱視の方でも、読みやすくなり、読書がしやすい環境を提供できます。また、動く絵本もございます。

このように電子書籍ならではの機能が多数搭載されており、障害をお持ちの方、ブックスタートとして、子どもが初めて本を読むための入り口となること、そして、今まで図書館に来館することが難しかったビジネスパーソンや子育て中の方々も含めて、本に触れる機会を増やすべく、運用を開始しております。

教 育 長
近 藤 委 員
中央図書館長

本案について、御意見、御質問等がありますか。
図書館利用カードを持ってない方は、借りられないということですか。
そのとおりです。電子図書館の利用に当たっては、図書館利用カードを作っていただくことが必要です。

近 藤 委 員
中央図書館長
近 藤 委 員

図書館利用カードは各図書館に来館し、手続きを行うことになりますか。
そのとおりです。
その手続きを今後インターネットでもできるようにしていただきたいと思っております。そうしないと、せっかく良いものが開始されても利用できないままの方々がいると思っておりますので、読書の裾野が広がりにくいと感じます。

本 田 委 員
中央図書館長

約8,000タイトルがあるということですが、今後増えていきますか。
今年度中に、約2000点を追加購入する予定であり、また来年度以降も、購入していきたいと考えております。

本 田 委 員

高齢の方々については、取っ掛かりが課題だと思っております。利用方法などそこを丁寧に行えば利用率は増えていくのではないのでしょうか。

近 藤 委 員
中央図書館長
近 藤 委 員

各図書館では、電子図書館が始まったことを周知しているのでしょうか。
ポスターの掲示やチラシを配布しております。
今図書館に通ってる方に、利用方法について、教える機会や場所を作っていたかと良いと思っております。

山 崎 委 員

利用件数を増やすことは大事ですが、電子書籍は障害をお持ちの方々にも読書を楽しんでいただくという目的を忘れずに今後も取り組んでいただきたいと思っております。

近 藤 委 員
中央図書館長

こちらからも積極的に障害をお持ちの方々に対し、周知していくことも必要ではないかと思っております。
ボランティア団体に御協力いただき、周知していきたいと思っております。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

他に御意見、御質問等がありますか。
ありません。
それでは、報告事項(9)「旭川市図書館電子書籍サービスの開始について」は、報告を受けたこととします。

《 そ の 他 》

教 育 長
各 委 員
事 務 局

他に、何かありますか。
ありません。
ありません。

《 秘 密 会 》

教 育 長

ここからは、秘密会といたします。

各 教 員	委 育 長	<p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（6）「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号、議案第4号、報告第3号、報告第4号、報告第5号及び報告事項（6）については、会議録には概要を記載することといたします。</p>
工藤教育政策課主幹		<p>議案第1号「令和5年度教育行政方針について」、説明願います。</p> <p>本件につきましては、令和4年12月開催の教育委員会会議、令和5年1月第1回臨時教育委員会会議及び1月開催の教育委員会協議会での御協議等、これまでにいただきました御意見などを踏まえ修正したものです。</p> <p>「はじめに」及び「むすび」につきましては、文言を修正し、若干、文章を短くしました。</p> <p>また、学校教育に関する部分につきましては、構成等の変更はしておらず、主として、重なる文言や修飾文等の削除、言葉の適正さの吟味等による修正などとなっております。</p> <p>大きな修正箇所につきましては、まず、「新型コロナウイルス感染症対策」について、5類感染症となる見込みとなったことから、現状に沿った表記といたしました。</p>
岩崎社会教育部次長		<p>また、「保護者への経済的支援」におきまして、学校への生理用品の配備について、児童生徒が気兼ねなく使用できるような配備を進めることとしたことから、新たに記載することといたしました。</p> <p>学校教育については、以上でございます。</p> <p>続きまして、社会教育部から御説明させていただきます。</p> <p>社会教育に関する部分につきましては、1月開催の教育委員会協議会でお示ししました素案から、ほぼ修正はございませんが、学校教育に関する部分と同様に、文章のつながりや、言葉の適正さなどを吟味し、一部言い回しの変更等を行いました。</p>
教 本	育 田 委 員	<p>社会教育については、以上でございます。</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>「など」という記載が何か所かありますが、その意味する内容について、今一度精査を行い、必要なところ以外は、削除しても良いかと思えます。</p>
教 各	育 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
教 各	育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「令和5年度教育行政方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。</p>
辻並学校教育部次長		<p>(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案(案)については、庁内の関係部局で組織する旭川市いじめ対策に関する庁内検討会議の条例検討部会による検討や、学校関係者や学識経験を有する者、公募による市民等により構成するいじめ防止条例(仮称)の制定に係る懇話会を開催して、意見等をいただいたところです。</p>

この度、これらの意見等を踏まえ、「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案」を作成しましたので、同条例骨子案に対し、令和5年2月18日から同年3月19日まで、意見提出手続を実施しようとするものです。

「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案について」につきましては、意見提出手続実施の際に、骨子案と合わせて市民等にお示しするものであり、条例制定の背景、条例の概要、施行時期等について示しております。

それでは、条例骨子案の内容について御説明申し上げます。

はじめに、前文についてです。前文につきましては、これまでの教育委員会及び学校における対応の反省や、本市のいじめ対策への決意とともに、市全体でいじめの防止等に取り組み、子どもの生命と尊厳を守るために条例を制定するという趣旨について記載しております。

次に、「1 総則」についてです。(1)目的につきましては、本市におけるいじめの防止等に係る基本理念を明らかにするとともに、市、市立学校等の責務や役割等を定め、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守ることなどを目的とすることとしております。

(2)定義につきましては、記載しているとおりであります。なお、第1項のいじめの定義については、いじめ防止対策推進法のおりですが、広く市民等に理解いただく必要があることから、条例にも記載したいと考えております。

「2 基本理念」につきましては、いじめ防止等の対策に係り、3項目を記載しております。第1項においては、いじめが、児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行わなければならないことについて記載しております。

第2項においては、全ての児童生徒がいじめを行わず、見て見ぬふりをせず、主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行わなければならないことについて記載しております。

第3項においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、市立学校、保護者等の連携の下、児童生徒の苦痛を積極的に捉えて対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならないことについて記載しております。

次に、「3 責務と役割等」についてです。(1)市の責務につきましては、第3項において、地域社会全体でいじめの防止等の取組を推進するために、必要な広報その他の啓発を行わなければならないことなど、4項目を記載しております。

(2)市立学校の責務につきましては、第1項において、当該学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くとともに、保護者等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に取り組みなければならないことなど、3項目を記載しております。

(3)保護者の責務につきましては、いじめの防止等には保護者との連携が必要不可欠なことから、ここにお示しした3項目を記載しております。

(4)児童生徒の心構えにつきましては、令和4年7月に実施した、生活・学習Actサミットの協議における中学生の考えを踏まえ、第2項において、いじめが人権侵害であり決して行ってはならないことを理解し、いじめ防止の活動に主体的に取り組むよう努めるものとするなど、3項目を記載しております。

(5)市民等の役割につきましては、第2項において、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合、速やかに市、学校又は関係機関に相談、通報等を行うよう努めるものとするなど、2項目を記載しております。

次に、「4 いじめ防止基本方針」についてです。(1)市いじめ防止基本方針につきましては、法においては努力義務とされておりますが、本市

では既に策定しているところですが、第1項において、改めて、策定することを条例に明記することとします。

その他、第5項において、市いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかに公表することなど、5項目を記載しております。

(2) 学校いじめ防止基本方針につきましては、法において策定が義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、第1項において、必要に応じて見直しを行い、変更することや、第2項において、これを公表することの2項目を記載しております。

次に、「5 いじめの防止等のための施策」についてです。(1) 相談体制等の整備につきましては、第1項において、市は、児童生徒、保護者、市民等が安心して、相談、通報等を行うことができる体制を整備することや、第2項において、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等と連携し、迅速かつ適切に対応ができるよう組織体制を強化することなどの3項目を記載しております。

(2) いじめを受けた児童生徒の支援等につきましては、第3項において、児童生徒の継続的な支援や配慮のために必要と認めるときは、当該児童生徒に関する情報を適切に共有することができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとするなどの3項目を記載しております。

(3) 是正勧告等につきましては、第1項において、市長が、疑いも含め、相談、通報等を受けたいじめについて、事実確認及び問題解決を図るために必要な調査、調整等を行うことができることや、第2項において、必要と認めるときは、市立学校その他関係者に対し、いじめを受けた児童生徒を救済するために必要な措置を講ずるよう是正勧告を行うことができることなどの3項目を記載しております。

次に、「6 重大事態への対処」についてです。(1) 重大事態への対処につきましては、第1項において、市立学校は、在籍する児童生徒に重大事態が発生したときは、その旨を直ちに教育委員会を經由して市長に報告しなければならないことや、第2項において、市は、当該の学校が重大事態への適切な対処を行うことができるようにするため、必要な支援を行うものとする、第3項においては、重大事態の発生に係る報告を受けた場合において、必要と認めるときは、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例に規定する旭川市いじめ防止等対策委員会に速やかに調査をさせることなどの4項目を記載しております。

(2) 再調査の実施につきましては、市長は、調査結果の報告を受けた重大事態について、必要があると認めるときは、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例に規定する旭川市いじめ問題再調査委員会において調査するものとするなど、2項目を記載しております。

(3) 再発防止のための措置につきましては、市は、重大事態の調査又は再調査の結果について報告を受けたときは、同種の事態の発生防止等のために必要な措置を講ずるものとするを記載しております。

最後に、「7 補則」についてです。(1) 個人情報の取扱いにつきましては、第1項において、市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならないことなど、2項目を記載しております。

(2) 市立学校以外の学校への協力要請につきましては、第1項において、市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対し、市のいじめの防止等の施策について協力を求めることができることなど、2項目を記載しております。以上が、条例骨子案の内容でございます。

今後予定している意見提出手続を実施した後、市民の皆様からいただいた意見と教育委員会の考え方を整理し、骨子案の修正等を行い、3月の定

教 育 長 本 田 委 員	<p>例教育委員会会議に条例案を付議し、御審議いただきたいと考えております。</p> <p>その後、旭川市議会令和5年第2回定例会で御審議いただき、条例の施行については、令和5年7月を考えております。</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p>
教 育 長	<p>いじめ防止条例制定に係る懇話会の中で、防止というのをもう少し強調できないのかという意見があったと伺いました。そのとおりでございますし、いじめについては、どうしてもその後の対応に目が行きがちですが、本来はいじめ防止条例の防止というところが強調されるべきであり、この条例は、いじめを起させないために、どのような取組をしていくべきかということが強調されるべきではないかと思っております。仮に、いじめが起きてしまったら、その対応策や再発防止策という言及の仕方とするのが良いのではないかと思っております。そのような点に考慮して、今一度精査していただければと思っております。</p>
山 崎 委 員 辻並学校教育部次長	<p>防止については、今後も整理をしながら、成案化に向けて取り組んでいきたいと思っております。</p>
坂 田 委 員	<p>意見提出手続は、どのように募集するのですか。</p> <p>各支所、公民館、教育指導課などで、骨子案等の資料を配布するほか、広報誌あさひばしでの実施のお知らせを行うとともに、市ホームページからも意見を提出することができるようにします。</p>
本 田 委 員	<p>学校の先生の御意見も聞きたいところであり、現場で働いている先生たちは、この骨子案を見てどのように感じるのかという意見が必要だと思っております。</p>
辻並学校教育部次長	<p>学校内でこれに対する意見を交流し合い、それを学校として提出をいただくということは可能ではないかと思っております。</p>
本 田 委 員	<p>懇話会には、学校関係者として、2名の校長に御参加いただき、意見をいただいているところですが、校長ではなく、一般の先生方の意見も、いただきたいと思っておりますし、今、子どもを小中学校に通わせている保護者への御案内、それから、児童生徒からの意見をいただきたいと思っておりますので、様々な御意見をいただきながら、反映できるものは十分に反映して、より良い条例にしていきたいと思っております。</p>
教 育 長 各 教 育 長	<p>生活・学習 A c t サミットの中で出た意見の中に、生徒たちの本音があったように思います。骨子案にも反映されておりますが、そういった意見を大事していく必要があると思っております。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
各 教 育 員 長	<p>それでは、議案第2号「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。</p>
<p><議案第3号「旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会委員の委嘱について」></p>	
<p>令和5年2月7日から利活用候補者の選定日までを任期とする旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>	
<p><議案第4号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」></p>	
<p>令和5年2月7日から令和7年2月6日までを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>	

教 育 長
石原学校教育部長

次に、報告第1号「令和4年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。

本件は、令和4年度旭川市一般会計補正予算について、旭川市議会令和5年第1回定例会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。

学校教育部の補正予算につきましては、15事業となっております。そのうち、国の令和4年度補正予算により国庫補助金の交付決定が見込まれることから、令和5年度に予定しております事業の一部を令和4年度予算に前倒しして計上し、その全額を令和5年度に繰り越す予定の事業が10事業でございます。

最初に、給食施設整備費（小学校）補正額1,913万円につきましては、大町小学校及び近文第2小学校の給食室の冷房設備設置工事を行うものでございます。

財源は、国庫補助金が103万5千円、市債が1,790万円、一般財源が19万5千円となっております。

次に、学校感染症対策支援費（小学校）補正額5,805万円、学校感染症対策支援費（中学校）補正額2,925万円につきましては、室内の換気対策に必要となる経費や新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した学校での保健衛生用品等の購入に要する経費などについて、学校の規模に応じて、90万円から180万円を配当する予定としております。

財源は、小学校は、国庫補助金が2,902万5千円、一般財源が同額の2,902万5千円となっており、中学校は、国庫補助金が1,462万5千円、一般財源が同額の1,462万5千円となっております。

次に、学校施設大規模改修費（小学校）補正額3億7,339万6千円につきましては、陵雲小学校トイレ改修、大有小学校給水設備改修及び共栄小学校暖房設備改修工事を行うものでございます。

財源は、国庫補助金が5,909万3千円、市債が3億1,310万円、一般財源が120万3千円となっております。

次に、学校施設大規模改造費（小学校）補正額4,837万円につきましては、日章小学校の校舎屋体耐震補強工事を行うものであり、令和5年度に設計を行い、令和6年度に工事を行う予定でございます。

財源は、国庫補助金が1,603万1千円、市債が3,200万円、一般財源が33万9千円となっております。

次に、学校施設大規模改修費（中学校）補正額4億2,228万6千円につきましては、神居東中学校トイレ改修、東陽中学校給水設備改修及び愛宕中学校ほか暖房設備改修工事を行うものでございます。

財源は、国庫補助金が8,590万8千円、市債が3億3,460万円、一般財源が177万8千円となっております。

次に、学校施設大規模改造費（中学校）補正額5,890万4千円につきましては、明星中学校の校舎耐震補強工事を行うものであり、令和5年度に設計を行い、令和6年度に工事を行う予定でございます。

財源は、国庫補助金が2,518万6千円、市債が3,340万円、一般財源が31万8千円となっております。

次に、千代田小学校増改築費補正額2億6,280万円につきましては、千代田小学校の旧校舎屋体解体工事を行うものでございます。

財源は、国庫補助金が8,584万7千円、市債が1億7,670万円、一般財源が25万3千円となっております。

次に、豊岡小学校増改築費補正額8億5,211万3千円につきましては

は、令和6年4月の供用開始を予定しております豊岡小学校の増改築工事の2年目を行うものでございます。

財源は、国庫補助金が2億5,451万2千円、市債が5億9,630万円、一般財源が130万1千円となっております。

次に、永山西小学校増改築費補正額2億2,205万2千円につきましては、令和7年4月の供用開始を予定しております永山西小学校の増改築工事の1年目を行うものでございます。

財源は、国庫補助金が6,393万8千円、市債が1億5,730万円、一般財源が81万4千円となっております。

以上が国の補正予算に伴う事業となっております。

次に、特別支援教育振興費（中学校）補正額267万7千円につきましては、申請者の増加に伴い特別支援教育就学奨励費が増加し、財源が不足することから補正を行おうとするものでございます。

財源は、国庫補助金が133万8千円、一般財源は133万9千円となっております。

次に、修学旅行等関連費（小学校）補正額4千円、修学旅行等関連費（中学校）補正額38万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により出席停止となり不参加及び延期となった修学旅行等学校行事に関するキャンセル料を支援する事業であり、キャンセル料が増加したことにより予算を補正しようとするものです。

財源は、予算時点では一般財源であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定としております。

次の2つの事業につきまして、令和5年4月1日から業務の履行を開始する必要があることから、令和4年度中に契約を締結するため、令和5年度を期間とする債務負担行為を設定するものでございます。

まず、給食施設整備費（小学校）につきましては、新町小学校給食室の冷房設備改修費で限度額441万1千円、東光小学校給食室冷房設備改修費で限度額374万円の債務負担行為を設定するものです。

次に、学校ICT環境整備費につきましては、小中学校の共通教材と授業支援のソフトウェアライセンス使用料について、それぞれ697万7千円と559万9千円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。

以上が学校教育部の補正予算でございます。

岩崎社会教育部次長

続きまして、社会教育部の令和4年度旭川市一般会計補正予算について御説明いたします。

社会教育部の補正予算につきましては大きく2つの内容があり、1つ目は、事業費の増額補正で、2つ目は、債務負担行為の設定となっております。

補正予算の内訳ですが、科学館施設整備基金積立金補正額6,058万2千円につきましては、当初見込んでおりました金額を超える寄附金が寄せられたことから、寄附金収入及び積立金につきまして、補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為ですが、文化会館管理費のうち、市民文化会館舞台設備操作等業務委託料及び市民文化会館管理等業務委託料につきまして、令和5年4月1日から3年間委託する契約を、令和4年度のうちにいうため、令和5年度から令和7年度までを期間として、それぞれ1億5,246万3千円、6,923万円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

教 育 長
各 委 員
教 育 長
各 委 員

本案について、御意見、御質問等はありませんか。

それでは、報告第1号「令和4年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

異議ありません。

教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、報告第1号については、報告のとおり了承します。</p> <p><報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和5年2月2日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和5年1月1日から同月12日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」> 令和5年1月5日から同月11日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
教 育 長 適正配置担当課長	<p>次に、報告事項（3）「旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用に係る公募の実施について」、報告願います。</p> <p>旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用につきましては、令和4年7月定例教育委員会会議において決定いたしました旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針に基づき、利活用を希望する事業者を幅広く募集し、教育活動のほか、地域の振興に資する事業を通じて施設の有効活用を図ることを目的として、公募を実施してまいります。</p> <p>現在、公募要項の作成中であり、今後、選定委員会において協議の上決定し、教育委員会で配布するほかホームページ上で公表いたします。</p> <p>今後のスケジュールにつきましては、公募期間は令和5年4月から約1か月半程度を予定しており、応募がありましたら、6月中旬に選定委員会を開催し、提案のあった事業内容等を審査の上、利活用候補者を選定する予定です。公募の結果につきましても、教育委員会会議にて報告いたします。</p>
教 育 長 本 田 委 員 適正配置担当課長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>売却の条件として4つの事項がありますが、これは全てを満たしていても良いということですね。</p> <p>そのとおりです。本来は教育行政財産ということから、教育活動のための事業という事項はありますが、それに該当しなくても地域振興に資する事業のほか公共性の高い事業であれば、該当することとなります。</p>
本 田 委 員 適正配置担当課長	<p>売却条件を絞ると、活用しにくくなると思います。また、アスベストの課題がありますが、これを改修するための費用は利活用者が負担することとなりますか。</p> <p>改修費は利活用者の負担となりますが、アスベストに関しては、改修費が高額になるということもあり、体育館について、別途、FFストーブをつけていただくなど比較的低廉な価格で改修していただくということも、提案させていただきたいと思っております。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（3）「旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用に係る公募の実施について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（4）「東栄小学校における事故について」、報告願います。</p>

<p>学校施設課長</p>	<p>本件は、令和4年10月19日午後2時頃、同校の用務員が学校敷地内で刈払機を使用し草刈り作業を行っていた際、当該刈払機のワイヤーが小石に接触し、その弾みで飛んだ小石が、児童を迎えるために来校し同校敷地内を走行していた相手方車両に当たり、破損させた事故でございます。</p> <p>過失の割合は、市が100%でございます。損害賠償の額を車両修理費の合計額58,806円と定め、令和5年1月6日に専決処分をし、同月11日に示談が成立しております。</p> <p>なお、本件発生以降の事故防止策として、草刈作業を実施予定している学校を対象に、緊急的に安全な作業方法などに係る個別指導を改めて実施したところであります。</p> <p>また、次年度の作業実施に当たりましては、各学校に対しまして本件発生の要因や改善策などを周知徹底するとともに、再発防止に向けた個別指導を実施してまいります。</p> <p>この件につきましては、旭川市議会令和5年第1回定例会におきまして専決処分の報告をすることとなっております。</p>
<p>教各教</p>	<p>育委員 長</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(4)「東栄小学校における事故について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(5)「令和4年度教育奨励賞の決定について」、報告願います。</p>
<p>学務課長</p>	<p>旭川市教育奨励賞は、文化、スポーツの分野において優れた実績を挙げた小学校、中学校、高等学校の児童、生徒又はその団体を、学校長の推薦に基づいて表彰しているものです。</p> <p>今年度は、2名の個人並びに1団体を被表彰者として決定いたしましたので、報告させていただきます。</p> <p>贈呈式につきましては、別途、日程について被表彰者と調整の上、教育委員会において令和5年3月中に執り行い、表彰状及び記念品を授与する予定です。</p>
<p>教各教</p>	<p>育委員 長</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(5)「令和4年度教育奨励賞の決定について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>教各事教</p>	<p><報告事項(6)「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」></p> <p>スポーツ庁から提供された令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果について、報告を受けた。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>教各事教</p>	<p>育委員 局長</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和5年2月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>